

那覇市・南風原町環境施設組合還元施設基金条例の制定について

那覇市・南風原町環境施設組合還元施設基金条例を別紙のように制定する。

平成27年7月23日提出

那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 城間 幹子

(提案理由)

本組合が管理する「還元施設環境の杜ふれあい」施設の修繕等の後年度の費用負担に備えるための財源を確保するため、この案を提出する。

平成27年7月23日 原案可決

那覇市・南風原町環境施設組合

議長 平良仁



那覇市・南風原町環境施設組合還元施設基金条例

(設置の目的)

第1条 環境の杜ふれあい施設の修繕等の資金に充てるため、那覇市・南風原町環境施設組合還元施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の予算で定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、毎会計年度の一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する資金に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事

項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。